

参考【金額によって判断が異なる代表的な法定調書一覧表（一例）】

この表は、支払調書ごとに提出義務者や支払内容、支払金額の範囲について一覧にしています。各法定調書の提出漏れを防ぐことに役立てることができます。

書類名	提出義務者	範囲	
		区分	提出範囲※
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	右記の報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」）を支払った方	外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50 万円 を超えるもの
		バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
		広告宣伝のための賞金	
		原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬 等	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 5 万円 を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	右記を支払った法人与不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上、以下同じ）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下、不動産の使用量等）等	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円 を超えるもの（法人に支払う不動産の使用料等は、権利金、更新料等のみ）
不動産等の譲受けの対価の支払調書	右記を取得した法人与不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機（以下、不動産等）	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 100 万円 を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	右記を支払った法人与不動産業者である一定の個人の方	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円 を超えるもの

※ 提出範囲の金額の判定は、原則として消費税及び地方消費税を含めますが、明確に区分されている場合には含めなくても問題ありません。